

(1) 和光市自立支援協議会 各部会の報告について

くらし部会、ふくし環境部会、しごと部会でそれぞれの課題について検討を重ねてきました。詳細については、別紙1の報告書のとおりです。

各部会から自立支援協議会への提言一覧

- 1 権利擁護センターの早期設置
- 2 グループホーム・ケアホームの設置補助金の創設
- 3 短期入所について4市レベルで協議するよう各市に提案
- 4 駅北口開発におけるチャレンジドが集まれる場所の提供
- 5 多様な雇用形態によるチャレンジドの雇用機会の拡大
- 6 就労支援員の増員

(2) 第四次和光市障害者計画について

ア 障害者計画とは

障害者計画は、障害者基本法第11条第3項に定められている「市町村障害者計画」に位置づけられるもので、和光市の障害者施策の基本的な計画です。

(障害者基本計画等)

第十一条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定しなければならない。

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

計画の位置づけ

市の最上位計画である「和光市総合振興計画」を基礎に、「和光市地域福祉計画」、「和光市次世代育成支援地域行動計画」、「和光市長寿あんしんプラン」等の福祉プランと整合性を図った計画です。

計画の期間

和光市第四次障害者計画は、平成26年度から平成30年度の5か年を計画期間とし、平成25年度に見直して作成します。

21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
第三次障害者計画					改定 ▶	第四次障害者計画					改定 ▶	次期計画
				第3期 障害福祉計画	改定 ▶	第4期 障害福祉計画				改定 ▶		

基本理念と基本目標の設定

第三次障害者計画では、「ノーマライゼーション」「インクルージョン」「共生」を基本理念に6つの基本目標（1 ノーマライゼーション理念の具体化と福祉のまちづくりの推進 2 地域での自立を支える生活支援の充実 3 自立を支える教育日中活動、就労支援の充実 4 保健・医療の充実 5 社会参加の促進 6 サービス利用支援体制の充実）に沿って施策や事業を推進していくこととしました。

次期計画を策定するにあたり、引続き取り組むべき課題や新たな課題を整理し、障害者施策の基本構想を定めることとなります。

イ スケジュールについて

第4次和光市障害者計画策定の今後のスケジュールの詳細については、別紙2のとおりです。

ウ 計画策定部会の委員について

和光市自立支援協議会設置及び運営要綱第9条第1項に基づき計画策定部会を設置するに当たり、委員の構成について協議いただきたい。

<事務局案>

自立支援協議会のメンバー全員を指名する。

専門部会（くらし・ふくし環境・しごと各部会）と自立支援協議会メンバーから選出する。

③ 障害者計画策定にかかるアンケートについて

障害者計画策定にあたり、障害者福祉の現状や要望を把握するため、障害者手帳をお持ちの方全員（約2,200人）と一般市民無作為抽出（1,000人）に、アンケートをお願いします。

事務局案を作成しましたので、ご意見ををお願いします。

別添「障害福祉に関するアンケートご協力をお願い」

「障害者福祉についての調査」